

Trust Lending 利用規約

第1条（適用範囲）

- (1) この Trust Lending 利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、エーアイトラスト株式会社（以下、「当社」といいます。）が、資金需要者との間で金銭消費貸借契約を締結して資金の貸付を行うにあたり、当社が運営するソーシャルレンディングサイト「Trust Lending（トラストレンディング）」（以下、「本サイト」といいます。）上で、当該資金需要者への貸付事業に出資をして、資産の運用を行いたいという意向のお客様を募り、お客様から出資を受けた資金により当社が当該貸付事業を行うことを実現化するサービス（以下、「本サービス」といいます。）に対して適用されます。
- (2) お客様は、本サービスを利用するにあたり、本規約を誠実に遵守しなければならないものとします。
- (3) お客様は、本規約の他、当社が定める規則等に従うものとし、別途、当社が本規約に関する個別規約等を定めた場合には、当該規約等は本規約の一部を構成し、本サービスに適用されることに予め承諾するものとします。
- (4) 本規約は、金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の書面及び同法第 37 条の 4 第 1 項の書面の一部をなすものとします。

第2条（定義）

- (1) 本規約において使用する用語の意味は、適宜、本規約中に定義するものの他、次のとおりとします。
 - ① 匿名組合契約
商法第 535 条に規定される契約形態で、出資者が営業者の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を、出資者の出資割合に応じて分配することを約するものです。本サービスにおいて締結されることとなる匿名組合契約では、お客様が出資者、当社が営業者となります。
 - ② 本借入人
本サービスにおける資金需要者をいいます。本借入人は、事前に当社が企業信用調査を行い、貸付先として適格であると判断した法人となります。
 - ③ 金銭消費貸借契約
当社が本借入人へ金銭を貸し付け、本借入人は当該借入金及びその利息等（利息及び遅延損害金等を含みます。）を当社へ返済することを約するものです。
 - ④ 本営業
匿名組合契約に基づき、当社が本借入人との間で金銭消費貸借契約を締結し、貸付金元本及び利息等（以下、「回収金」といいます。）の回収により収益を上げることを目指す出資対象事業をいいます。本営業では、複数の本借入人に対する出資対象事業により、ひとつのローンファンドを構成するものとします。
 - ⑤ 会員
本規約第 3 条（会員登録）規定の手続きを経て、本サービスを利用して本営業への出資を行う、又は行おうとする個人、法人等をいいます。

- ⑥ ログイン処理
会員登録時に、当社からお知らせするお客様固有のログイン ID と、お客様が設定されたパスワードを用い、本サイトのお客様専用ページへアクセスするための承認作業をいたします。
- ⑦ 本匿名組合員出資金
お客様から本営業のために出資された金銭をいいます。
- ⑧ その他匿名組合員
本営業に関し、お客様以外に、当社との間で匿名組合契約を締結する者をいいます。
- ⑨ その他匿名組合員出資金
本営業に関し、その他匿名組合員から本営業のために出資された金銭をいいます。
- ⑩ 匿名組合員出資金
本営業のために出資された、本匿名組合員出資金及びその他匿名組合員出資金の総額をいいます。

第3条（会員登録）

- (1) お客様は、本サービスの利用にあたって、以下の手続により会員登録を行うものとします。
 - (a) 本サイトで、お客様のメールアドレス及びパスワード等をご入力いただきます。
 - (b) ご入力いただいたメールアドレス宛てに、お客様固有のログイン ID をお知らせします。
 - (c) 当該ログイン ID 及び(a)でご入力いただいたパスワードを使用して、本サイトでログイン処理をおこなっていただきます。
 - (d) 本規約を含む、重要書面（契約締結前交付書面等）をご確認いただきます。
 - (e) お客様情報（氏名、性別、生年月日、連絡先、勤務先及び銀行預金口座情報等）ならびにお客様の属性情報（投資経験、投資目的、お取引の動機及び資産状況等）をご入力いただきます。尚、お届けいただく銀行預金口座情報は、日本国内に本支店のある金融機関に限ります。
 - (f) 画面の指示にしたがって、免許証等の本人確認書類及び銀行預金口座の通帳又はキャッシュカード等、口座情報の確認できるものをEメールにてご提出いただきます。
 - (g) 当社所定の審査により、お客様の本サービスのご利用を承諾する場合には、本人確認書類上のご住所あてに、書留郵便等（転送不要）にて、本会員登録を完了するための認証キーが記載された書面をお送りします。
 - (h) ログイン処理を完了後、お客様専用ページ内において認証キーを入力することで本会員登録は完了いたします。
- (2) お客様情報に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の方法により変更登録を行っていただきます。
- (3) ご登録いただいた銀行預金口座は、本匿名組合契約に基づく出資金元本の返還及び利益分配の払戻口座として利用されるものとします。
- (4) 当社は、お客様に対して本会員登録の義務や、お客様に以下の事由があると判断した場合で、本会員登録を承諾しなかった場合の理由に関する一切の開示義務を負わないものとします。
 - ① 会員登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
 - ② 本規約に違反したことがある者からの申請である場合

- ③ その他、当社が会員登録を相当でないと判断した場合
- (5) お客様は、本サービスから生ずる未決済のお取引がなく、当社への債務がない場合には、本会員登録を退会することで、いつでも当社との取引を解消することができるものとします。
- (6) 当社はおお客様に対し、書面による解約通知を行うことにより、会員登録を抹消し、いつでもお客様との取引を解消することができるものとします。
- (7) 本条(5)及び(6)の取引解消により、未成立の匿名組合契約の申込みは効力を失う一方、既に成立している匿名組合契約の効力には影響を及ぼさないものとします。

第4条（匿名組合契約の申込及び成立）

- (1) 匿名組合契約のお申込から成立までの流れは以下のとおりです。
 - ① 本サイトに表示されているローンファンドの中から、お客様が出資を希望するローンファンドをご選択いただきます。
 - ② 画面の流れにしたがって、重要書面（契約締結前交付書面等）の内容をよくご確認ください。内容に同意していただけるようでしたら、ご選択いただいたローンファンドの募集要項に従って、投資金額をご入力いただきます。
 - ③ お客様のご登録メールアドレスへ匿名組合契約のお申込受付のメールを送信いたします。メール本文には、匿名組合契約の申込が完了した旨の記載と、投資金額の払込方法、払込期限等が記載されております。
 - ④ メール本文にしたがって、投資金額を本規約第11条（分別管理）記載の分別管理用預金口座（出資口）へお振込みいただき、当社の方で当該払込みの事実が確認できた時点で、即時に匿名組合契約が成立するものとします。尚、匿名組合契約の成立時には、改めてお客様のご登録メールアドレスへ、匿名組合契約が成立した旨のメールを送信いたします。
- (2) お客様は、当社との間で成立する匿名組合契約について、別紙匿名組合契約約款の規定に従うものとします。

第5条（貸付の実行）

- (1) 本営業では、原則として、お客様にご選択いただいたローンファンドの募集要項にしたがって、募集期間内に匿名組員出資金の額が募集金額（最低成立額の定めがある場合にはその額。以下同様）に達した場合に、本借入人への貸付が実行されます。
- (2) 募集期間内に匿名組員出資金の額が募集金額に達しなかった場合、又は当社が本借入人との間で本貸付契約を締結しないことと判断した場合には、貸付は実行されない場合があるものとします。
- (3) 前項の募集金額に達しなかった場合で貸付が実行されない場合には、募集期間の最終日の翌日から起算して3営業日以内に、前項その他の事由により本貸付契約を締結しないこととする場合には、営業者において当該決定がなされた翌日から起算して3営業日以内に、お客様よりご登録いただいている銀行預金口座へ、本匿名組員出資金を全額返金いたします。尚、返金にかかる振込手数料は当社の負担とします。

第6条（貸付債権の管理）

- (1) 金銭消費貸借契約に基づく貸付債権の管理（入金処理、督促業務を含む回収業務、債権譲渡、

及び訴訟等)は、全て当社の判断によって行われるものとします。

(2) 会員は、本借入人との直接接触を含む一切の債権回収行為を行うことはできないものとします。

第7条 (営業者報酬)

会員は、本営業から生ずる収益から、当社が所定の営業者報酬を受領することについて予め同意するものとします。

第8条 (出資金の返還及び利益の分配)

お客様及びその他匿名組合員への出資金の返還及び利益の分配は、本営業の収益から、前条の営業者報酬を控除した残金が原資となります。

第9条 (リスク開示)

匿名組合契約は、お客様の出資金元本の返還や利益分配が保証されているものではありません。当社が行う事業の状況や当社の信用状況によっては、返還される出資金元本及び利益分配金の合計が、お客様が出資した金額を下回るおそれがあります。お客様は、事前に重要書面(契約締結前交付書面等)をよくご確認ください、匿名組合契約の特性等をご理解いただいたうえで、本サービスを利用するものとします。

第10条 (表明及び保証)

お客様は、当社に対し、会員登録及び匿名組合契約の申込みの時点において、下記の各号に掲げる事項が真実に相違ないことを表明及び保証するものとします。

- ① 匿名組合契約を締結し履行するために必要な法律上の完全な権利能力を有し、匿名組合契約の締結及び履行は、その権利能力の範囲内の行為であること。又、お客様が法人の場合には、日本法に準拠して適法に設立され、かつ現在有効に存続する制定法上の法人であり、匿名組合契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、自己の財産で行われ、かつ会社の目的の範囲内の行為であり、これについて法令等、定款、その他社内規則において必要とされる全ての手続を完了していること。
- ② 匿名組合契約上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のあるいかなる訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争も開始されておらず、又は開始されるおそれのないこと。
- ③ 支払停止若しくは破産開始手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立(日本国外における同様の申立を含みます。)がなされていないこと、又は、今後なされるおそれがないこと。
- ④ 暴力団等に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと。(お客様が法人の場合には、その役員又はその経営に関与している者を含みます。)
- ⑤ お客様が会員登録時に当社へ提出した情報が、真実かつ正確なものであること。
- ⑥ 本匿名組合員出資金は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第2条第4項に規定する犯罪収益等でないこと。

第 11 条（分別管理）

匿名組合員出資金及び本借入人からの回収金は、当社が行う他のローンファンドについて出資を受けた出資金等と一括して、当社の固有財産を保管する銀行預金口座とは別に下記分別管理用預金口座（出資口、返済口）に預金し、分別管理するものとします。

記

（分別管理用預金口座）

銀行名：楽天銀行

支店名：第二営業支店

預金種類：普通預金

口座番号：7362523

口座名義：エアイトラスト株式会社 トラストレンディング ローンファンド出資口

銀行名：楽天銀行

支店名：第二営業支店

預金種類：普通預金

口座番号：7425835

口座名義：エアイトラスト株式会社 トラストレンディング ローンファンド返済口

第 12 条（不保証）

匿名組合契約を含む本サービスは、お客様ご自身の責任とご負担においてご利用いただきます。したがって、当社は、これらの結果について何らの責任を負うものではなく、保証もいたしません。

第 13 条（ログイン ID 及びパスワードの管理）

- (1) お客様は、自己の責任において、本サービスのログイン ID 及びパスワードを管理するものとします。
- (2) お客様は、いかなる場合にも、ログイン ID 及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与することはできません。当社は、ログイン ID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのログイン ID を登録している会員自身による利用とみなすものとします。

第 14 条（通知又は連絡）

当社は、本サイトへの掲載、電子メールの送信その他当社が適当であると判断する方法により、会員に随時必要な事項の通知又は連絡を行うものとします。

第 15 条（譲渡制限）

お客様は、会員の地位ならびにこれに付帯する一切の権利を第三者へ貸与、譲渡又は担保に供することはできません。

第 16 条（禁止行為）

お客様は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

法令又は公序良俗に違反する行為

- ① 本サービスにかかるコンピューターシステムの保守点検又は更新を行う場合
- ② 犯罪行為に関連する行為
- ③ 当社のサーバ又はネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- ④ 当社のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- ⑤ 他の会員に関する個人情報を収集又は蓄積する行為
- ⑥ 他の会員に成りすます行為
- ⑦ 当社のサービスに関連して、反社会的勢力に対し直接又は間接的に利益を供与する行為
- ⑧ その他、当社が不適切と判断する行為

第 17 条（本サービスの提供の停止等）

- (1) 当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、会員へ事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。
 - ① 本サービスにかかるコンピューターシステムの保守点検又は更新を行う場合
 - ② 地震、落雷、火災、停電又は天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
 - ③ コンピュータ又は通信回線等が事故により停止した場合
 - ④ その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
- (2) 当社は、本サービスの提供の停止又は中断により、会員又は第三者が被ったいかなる不利益又は損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第 18 条（利用制限及び登録抹消）

- (1) 当社は、以下の場合には、事前の通知なく、会員に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、又は会員としての登録を抹消することができるものとします。
 - ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - ② 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - ③ その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
- (2) 当社は、本条に基づき当社が行った行為により会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 19 条（損害賠償）

- (1) 会員が、本規約に違反し、本サービスの利用に関し会員の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、会員は当社が被った一切の損害を賠償するものとします。
- (2) 会員が、本規約に違反し、第三者との間で紛争を生じた場合、会員は自己の責任と負担においてこれを解決するものとします。
- (3) 会員は、前項の紛争において、当社が他の会員や第三者より責任を追及された場合、会員は自己の責任と負担において当該紛争を解決するものとし、当社が他の会員や第三者に対して当該紛争を解決するために賠償金等の支払いをした場合には、直ちに、当該賠償金等を当社に支払うものとします。

第 20 条（免責事項）

- (1) 当社は、次の各号に該当する事項からお客様に生ずる一切の損害（損失、費用等含む）について免責されるものとします。
 - ① 天災、火災、騒乱等の不可抗力
 - ② 第一種電気事業者の依拠する電気通信役務の不具合
 - ③ お客様のログイン ID 及びパスワードの悪用
 - ④ お客様、本借入人、当社又は第三者が利用する通信回路、通信機器、コンピューターシステム機器の障害などによる情報伝達の遅延、不能、誤作動及び悪用ならびに本サイトより提供される情報の誤謬等
 - ⑤ 金銭消費貸借契約の締結に関する本借入人からの虚偽の事実の告知等
 - ⑥ その他、乙の責めに帰すことのできない事由による本サービスの停止
- (2) 当社の債務不履行責任は、当社の故意又は重過失によらない場合には免責されるものとします。
- (3) 当社は、何らかの理由によって責任を負う場合にも、通常生じうる損害の範囲内かつ当該損害を被った会員の関係する匿名組合から受領した営業者報酬の範囲内においてのみ賠償の責任を負うものとします。
- (4) 当社は、本サービスに関して、会員と他の会員又は第三者との間において生じた取引、連絡又は紛争等について一切の責任を負いません。

第 21 条（本規約の変更）

当社は、必要と判断した場合には、いつでも本規約を変更することができるものとします。

第 22 条（協議事項）

本規約に定めのない事項、その他本規約に関し生じた疑義については、信義誠実の原則に従い当社と会員が協議し、円満に解決を図るものとします。

第 23 条（準拠法・管轄裁判所）

- (1) 本規約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- (2) 本サービスに関する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上